

政治の無策を市民の責任に転化する

改正特措法

飯島滋明(名古屋学院大学)

【1】はじめに

2021年1月22日、菅自公政権は改正新型インフルエンザ等特別措置法案、改正感染症法案等を閣議決定した。いま、世界中で猛威を振るっている、新型コロナウイルス感染に対して政府が全力を挙げて対応すべきことは言うまでもない。ただ、上記の法改正は「コロナ対策」という目的のための「手段」として適切なのか。残念なことに、安倍前自公政権は、「アベノマスク」や全国の学校に対する突如の一斉休校要請など、現実を適切に踏まえた対応をしてこなかった。菅自公政権も「GoTo トラベル」など、適切な対応をしてこなかった。

残念なことに、特措法等の改正も極めて問題がある。2021年1月30日、憲法学者75名が賛同した、「改正新型インフルエンザ等特別措置法案、改正感染症法案・改正検疫法案に対する憲法研究者有志一同による反対声明」が発表された。その声明では、「これまで政府が行ってきたのは感染防止のための呼びかけや休業要請だけであり、感染防止のために必須の検査体制を整備せず、医療機関への支援も乏しく、感染者の入院や療養施設も極めて不十分なままである。改正法案は不適切なコロナ政策の結果として生じた状況に行政罰、公表などの威嚇で強権的に対応することを可能にする、本末転倒な法案であり、政府の失策を個人責任に転嫁するものである」と改正法を批判する(声明全文は憲法ネット103に掲載)。

以下、改正特措法等の問題点を紹介する。

【1】新型インフルエンザ等特別措置法、感染症法改正の問題点

(1)「まん延防止等重点措置」の問題点

まず改正特措法では「緊急事態宣言」の前段階として「まん延防止等重点措置」が新設された。「まん延防止等重点措置」では、都道府県知事が一定の事業者に対し、営業時間の変更等の措置を要請・命令することができ、正当な理由なく命令に応じない場合は「20万円以下の過料」を科すことができる。そして要請・命令したことを公表できるとして

いる。また、命令の施行に必要な限度で立入検査、報告徴収ができるとし、それを拒否した場合には「20万円以下の過料」を科すことも規定している。そもそも緊急事態宣言の前段階として「まん延防止等重点措置」を新設する必要があるのか。さらに日本が民主国家である以上、私権制限や罰則発動の要件となる「まん延防止等重点措置」に関して国会の事前承認が改正法に明記されていないのは、行政の民主的統制(憲法66条3項、65条等)から極めて問題である。

(2) 時短命令や休業命令に関して

次に改正特措法では罰則を伴う「命令」の齎して時短や休業を強行させる内容となっている。そもそも飲食店などの事業者が時短要請や休業要請に応じられないのはなぜか。国や自治体からの補助金や支援などが十分でないからである。「営業」のため、そしてなにより「いのち」「暮らし」のため、やむを得ず営業せざるを得ない事業者が少なからず存在する。ところが改正法では事業者への支援や補償についてはほとんど明記されないのに、時短命令や休業命令に応じない事業者には「罰則」を科すという。「罰則」を科すという発想は、これらの事業者が「悪い」と政治家たちが考えているからに他ならない。国には個人の尊厳、生命の権利、健康な日常生活を送る権利(憲法13条)を保障する責任があるが、国はこうした責任を果たさないのに、時短命令や休業命令に従わない事業者に罰則を科す。菅政権は自分たちの責任を市民に転嫁していると言わざるを得ない。

(3) 入院拒否者への罰則の導入

改正法では、新たに都道府県知事による「宿泊療養」「自宅療養」の協力要請を定め、その協力要請に応じない場合に「入院勧告」ができ、入院措置に応じない場合又は入院先から逃げた場合には、「50万円以下の過料」という行政罰が課されることになった。現状を踏まえれば、こうした規定を設けることが適切か。いま問題となっているのは、医療崩壊によって入院できずに自宅療養を強いられ、医療が受けられずに自宅で死亡する事例が多く存在することである。「入院」しない人に行政罰を科すよりも、医療体制がひっ迫することで入院できない人をどうするか、この問題に菅自公政権はとりくむべきだろう。

(4) 積極的疫学調査の際の虚偽答弁・調査拒否について

感染症法の改正案では、入院措置の対象となる患者に対する積極的疫学調査に際し、虚偽答弁や調査拒否をした者に「30万円以下の罰金」を規定し、感染を疑う正当な理由のある者に対し、都道府県知事による健康状態の報告の求めに応じる義務を課している。

罰則を設けることで、感染していること自体や、検査結果を隠す人を増大させる可能性がある。その結果、かえって感染を拡大させてしまう危険性が指摘される。さらにはこうした行政罰が設けられることで、感染者等に対する差別や偏見、「自粛警察」的活動を一層助長させる恐れがある。

(5) 医療機関等の公表

改正法には財政的な支援などが明記されなかった。一方で、厚生労働大臣・都道府県知事等は、緊急の必要があると認めるとき、医療関係者・民間等の検査機関等に必要な協力を求めることができるとし、当該協力要請に正当な理由がなく応じなかったときは勧告ができ、正当な理由がなく勧告に従わない場合は「公表」と規定した。

医療機関がコロナ感染患者を受け入れられない事態が多発する一因は、病院や医療機関に十分な財政基盤がないこと、そして国や自治体からの十分な予算や補償がなされないことにある。そこで医療機関がコロナ患者を受け入れられるようにするためには財政支援が欠かせない。ところが改正法には医療機関への財政支援を明記する代わりに、勧告に従わない医療機関を「公表」という。この点でも改正法は、政府の責任を医療機関になすりつけるものに他ならない。

そもそも医療機関や保健所が切迫した状況に置かれた根本的な原因は、長年、自公政権が進めてきた、「医療費削減」「医療機関の削減」「保健所削減」などの「新自由主義的政策」にあることも念頭に置く必要がある。

【3】責任転嫁の「改正特措法」

以上、改正特措法、改正感染症法等の問題を概括した。生活や財政が困難な状況にある市民や医療機関に経済的、精神的な支援を行うのではなく、国や自治体の休業命令、時短命令、入院勧告、協力要請に従わない事業者や医療機関を「悪」と見做し

て行政罰や公表という制裁手段を明記する改正特措法などを、十分な国会審議もせず成立させた菅自公政権。今年、衆議院選挙が行われるが、こうした菅自公政権に対して、私たちは主権者として意思表示をすることが求められる。

新型コロナ対策の特措法改正案と感染症法改正案のポイント

	現状	改正後
特措法	緊急事態宣言に先立つ措置	規定なし → 緊急事態宣言の前段階で「まん延防止等重点措置」を新設
	時短営業など	要請・指示にに応じない飲食店名などを公表。罰則規定なし → 指示を命令に強化。応じない場合、緊急事態下で50万円以下、重点措置下で30万円以下の過料(行政罰)
	立ち入り検査	規定なし → 重点措置下や緊急事態下で知事が実施可能に。応じない場合、20万円以下の過料(行政罰)
感染症法	事業者支援	規定なし → 経済支援の義務規定を明記
	軽症者らの宿泊・自宅療養	規定なし → 知事による協力要請。入院措置にも応じない場合は1年以下の懲役または100万円以下の罰金(刑事罰)
	保健所による調査	質問や調査に協力する努力義務を規定 → 患者が調査拒否や虚偽回答をした場合、50万円以下の罰金(刑事罰)
	新型コロナ患者の病床確保	医療関係者への協力要請を規定 → 厚労相や知事が勧告可能に。正当な理由なく従わない場合は公表

毎日新聞 2月4日(日)記事より

改正特措法	改正感染症法	改正刑法
1月30日 憲法研究者有志(同日時点で75人)	1月30日 憲法研究者有志(同日時点で75人)	営業の自由(憲法22条、29条)や財産権(29条)を不当に侵害し、生命や生活の権利を奪いかねない
2月1日 全日本民主医療機関連合会	2月1日 全日本民主医療機関連合会	罰則の全面的な削除と、「勧告に従わない医療機関名の公表」の撤回・削除を
1月29日 ハンセン病遺棄国家賠償訴訟全国原告団協議会	1月29日 ハンセン病遺棄国家賠償訴訟全国原告団協議会	刑事罰であろうと行政罰であろうと、感染者を処罰の対象とすることに反対
真宗大谷派(東本願寺)	真宗大谷派(東本願寺)	罰則を伴う改正は、深刻な分断や排除の思想を増幅させる
30日 医療事故情報センター	30日 医療事故情報センター	行政罰であっても、差別や偏見を助長しかねない
薬害オリーブパースン会議	薬害オリーブパースン会議	罰則で入院等を強制することが、感染拡大防止に資するという根拠が見いだせない
2月1日 医療問題弁護団	2月1日 医療問題弁護団	罰則は、感染者への差別・偏見を助長し、検査を受けないなどの行動も誘発する
2日 薬害肝炎全国原告団・弁護団	2日 薬害肝炎全国原告団・弁護団	行政罰だとしても、感染症法前文の理念に真っ向から反する

「分断増幅の恐れ」学者ら罰則撤回要請

「二日に成立した新型コロナ関連法を巡っては、自民党と立憲民主による修正協議で刑事罰は削除されたが、行政罰を含めた罰則は残った。今回の改正が感染拡大防止につながるの見方がある一方で、法律や医方など多くの団体が反対声明を出し、「社会的分断」や「排除の思想を増幅しかねない」などと罰則の撤回を求めている。

七十人超の憲法研究者有志は、知事が事業者休業・時短営業などを命じることができる改正特別措置法の規定について「営業の自由」「財産権」に対する過度の制約で、違憲の疑いが強い」と指摘。憲法一九条に基づいて「正当な補償」を可能にする財政措置を訴えた。ハンセン病患者に対する差別、人権侵害などの歴史を経たままの反対も多い。薬害肝炎全国原告団・弁護団は「過去の差別や偏見を教訓として生かすとした、感染症法前文の理念に真っ向から反する」と訴えた。

現場でコロナ対応に当たる保健所の所長らによる全国保健所長会は修正案前日の一月二十七日、感染症法改正に関する意見を厚生労働省に提出。「罰則を振りかざした脅しを行うことになれば、住民目標の支援に支障をきたす」と指摘していた。(坂田宗永)

中口新聞2月4日(日)記事より